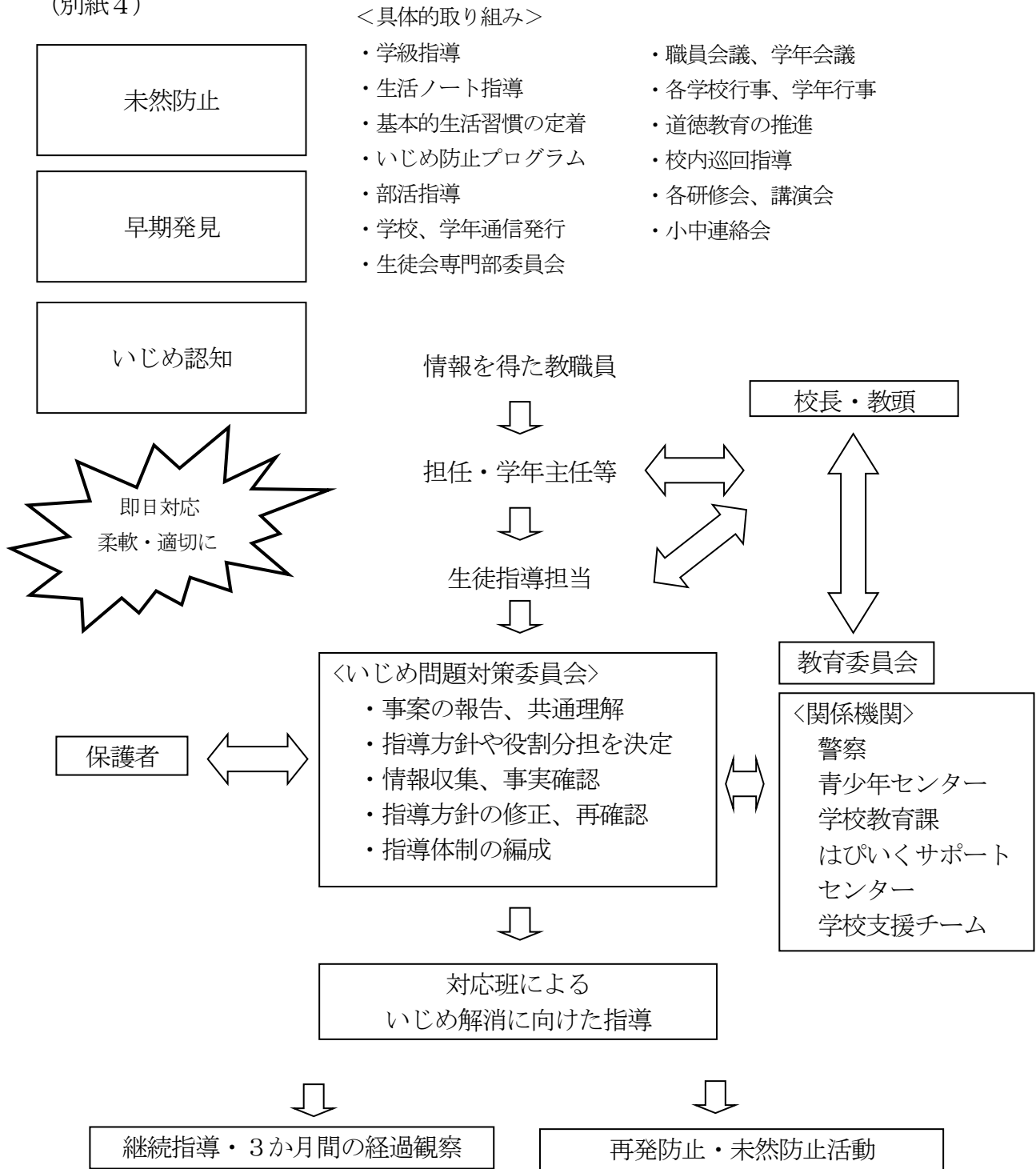


(別紙4)



重大事態の発生

- ・児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。
- 事案によっては、学年及び学校全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。